

令和 8 年度岩手県管理期保健師研修  
事業委託

企画提案審査要領

令和 8 年 4 月  
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県管理期保健師研修事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型企画コンペ方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案審査の概要については、次のとおりとする。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

## 2 審査基準

- (1) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとし、審査員1人当たり50点満点として審査します。

審査項目		倍数	配点
研修企画内容	① 研修企画の方針・方向性は、研修目的に合致し、管理期保健師の能力の向上のための研修として適切なものであるか。	2	10
	② 研修内容は、研修の目的を達成するために適切かつ効果的なものであるか。	3	15
	③ 研修実施体制は、研修を適正かつ確実に履行することが可能なものであるか。	2	10
費用積算の妥当性	④ 研修費用は、委託する業務内容に基づき、適切に積算されているか。	1	5
研修実績	⑤ 過去3年の研修実績は、研修業務を委託するのに十分なものであるか。	2	10

- (2) 得点の計算方法

各審査項目について、5点満点で評価し（＝評点）、その点数に本業務における重要度に応じて設定する倍数を掛け合わせるにより、当該審査項目における得点を計算する。

評点	評価
5点	非常に優れた提案である
4点	優れた提案である
3点	妥当である
2点	やや不十分である
1点	不十分である

## 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等による書面審査とする。
- (2) 各審査委員は、企画提案書等について上記2の審査基準に基づき評価・評点を行う。
- (3) 各審査委員のうち、評点が30点未満の委員が1名でもいる場合には、企画提案選考委員会において協議の上、委託候補者とするか否かを決定する。

- (4) 3 (2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位…5点、2位…3点、3位…1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
- なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。
- (5) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告する。